

## 改定宗教法人法再改定の要望書

日本基督教団 京都教区  
第77回(合同後第47回)定期総会

### 1 要望の趣旨

オウム真理教による地下鉄サリン事件など一連の凶悪事件を契機として、同様事件の再発防止を理由に、1995年12月に宗教法人法が改定された。この改定により、「備え付け書類の提出義務化」(宗教法人法第25条4項)、「所轄庁に調査権の付与」(同法第78条2項)、「信者その他の利害関係者に備え付け書類の閲覧権を一律に与える」(同法第25条第3項)などの条項が新たに設けられた。

しかし、この改定は信教の自由及び政教分離の原則に違反する、違憲の法律であるとの認識に立ち、現在所轄庁への関係書類の提出を拒否している法人もある現状において、ここに私たちは、改定法の違法性を訴えるとともに、再改定(改定法25条3～5項)を強く要望する。

### 2 要望の理由

#### (1) 改定法の違憲性

改定法条項の一つである宗教法人法第25条4項において、備え付け書類(法人の役員名簿・財産目録等)の所轄庁への提出義務化が規定されている。提出を受けた所轄庁は、その書類のもとに当該法人の活動状況を把握し、指導・監督することにより、サリン事件の如き凶悪な事件の再発防止に資するということが、法改定の主たる理由とされているが、この改定内容は、現行憲法・宗教法人法に照らして多くの問題点・矛盾点があり、宗教関係者のみならず多くの識者から、改定に対する疑問若しくは反対の声が上がっていたにも拘わらず、それを無視して強行に改定がなされたのである。ここに、主たる問題点を羅列すると、次の通りである。

① 憲法20条によれば、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」と規定され、また宗教法人法第1条第2項によれば、「憲法で保障された信教の自由は、すべての国政において尊重されなければならない」「この法律のいかなる規定も、宗教団体が行う宗教活動を制限するものと解釈してはならない」と規定されている。

よって、備え付け書類の提出により、所轄庁が当該法人を監督若しくは指導・干渉せんとする行為は、憲法及び宗教法人法が保障する信教の自由・政教分離の原則に、明らかに違反するものであると言える。

② サリン事件の如き事件に対しても、宗教法人法第85条、86条に「宗教法人の違法行為、犯罪行為などは国民一般に適用される刑法・民法などによって規制され、所轄庁の裁量や宗教法人法による規制を排除する」と規定されている通り、一般の刑法・民法による対応が可能であり、敢えて宗教法人法に新たな規制を設けたり、権限を付与したりする必要はなく、むしろそのように手を加えること自体が、違法であることが明らかである。

③ 役員名簿・財産目録などの備え付け書類が法人団体の外部に出ることは、近年特にその重要性及び厳格性を増している個人情報秘匿に反し、明らかに人権の侵害に連なるものである。④ 所轄庁への書類提出の目的が何ら規定されておらず、したがって提出書類の目的外使用の禁止規定もない。

上記に示すとおり、改定法がその違憲性のゆえに多くの問題点・矛盾点を包含することが明らかである。

## (2) 改定法の実効性・妥当性の欠如

宗教法人法の改定に会わせて、備え付け書類の所轄庁への提出義務を怠った場合の罰則として、過料の納入を義務付ける規定条項が定められている(法第88条)。

この規定に従えば、過料を課せられた宗教法人は殆ど裁判で争うことの出来ない、不利な制度であることが明らかであるにも拘わらず、脅し・追い打ちを掛けるかの如く、しかも法改正の正当性を一段と強調せんがためか、年を追うごとに過料の増額進められている(当初、1万円以下であったものが、2006年度より10万円以下に増額された)。現行の憲法・宗教法人法に照らしてみても、明らかに違法な規定について罰則を設け、しかもその罰則を強化するという、まことに受け入れがたい形で改定法の運用が成されているのである。

私たちは、こうした宗教法人法の改悪と誤った運用が、果たして当初の改定の口実となった、凶悪事件の再発防止、或いは不活動法人の把握などに寄与しているのかどうか疑問視するが故に、その実効性及び妥当性について以下に検証してみた。

まず、新聞紙上より情報収集(添付資料No.1、No.2)を行い、その内容を分析し検証した結果、次のことが分かった。

① 改定宗教法人法に規定されている備え付け書類の提出につき、都道府県知事所轄分の書類未提出法人の推移を見ると、2002年度の未提出率:4.3%→2007年度:7.4%と、少しずつではあるが増加の傾向が見られ、その間書類未提出の場合の罰則が厳しくなっているにも拘わらず、その動きには歯止めが掛かっていない(添付資料:No.1)

② 都道府県知事所轄分につき、各都道府県別の書類未提出率を見ると、例えば2007年度データによれば、未提出率最小府県:0.6%～最大府県:32.0%のばらつきがある上に、書類未提出法人に対する督促・過料事件通知などの対応にも一定の基準が見られず、まちまちであることが示されている(添付資料:No.1、No.2)

③ 書類未定出法人に対する過料事件通知書の発送件数について見ると、2002年度発送件数:1,241法人(発送件数率16.0%)→2006年度:610法人(発送件数率5.6%)と減少傾向が見られる(添付書類:No.1)。上記①に見られるように、書類未定出法人が増加傾向にあるということは、備え付け書類の提出対応に関わる規定が遵守されておらず、運用についても実効的且つ適正に行われていないことを示すものである。

上記①②③の結果から分かることは、一つには法改定の諸規定には問題があると考えられる包括法人が多く存在しているということである。さらには、法の改定・施行後およそ15年を経過した今日においても、法改定が実効的且つ適正に運用されておらず、単に形式的な対応に終始していることは、凶悪事件の再発防止、或いは不活動法人の把握といった、当初、法改定の目的とされたことに法改定が何ら資するところなく、その改定理由にしても方便的・虚偽的であることを示すものである。

### (3) 改定法の時代錯誤的過ち

本来の憲法・宗教法人法の道から敢えて逸脱しながらも、上記の如く実効性のない改定を行い、しかも改悪を重ねる行政の狙いは、何処にあるのかとの大きな疑念を抱かざるを得ない。そこには、犯罪を防ぐためということをお口に、宗教法人に対する干渉・介入の糸口を作ろうという意図があるのではないか。即ち、現行の憲法・宗教法人法においては、「宗教団体は所轄庁からの一切の干渉を受けることがない」として、明確に信教の自由・政教分離の原則が保障されているが、当該法改定により宗教団体への干渉・介入を強めて行き、最終的には、旧憲法時代のような監督・指導体制を確立することが狙いとしてあるように思われ、ここに大きな危惧と不安を覚えるものである。

このような宗教法人法の改定・改悪の上に、さらに近年に至っては、所轄庁による宗教法人認証期間の恣意的な延引による、認証取得の厳格化(宗教法人法第14条によれば、「認証は、法令に違反したりしない限り、認証取得申請の受理後3ヶ月以内に行わなければならない」と規定されている)や、さらには宗教法人に対する課税化の問題が取り沙汰されるなど、宗教法人への干渉・介入が意図的に進められているように思えてならない。これらの事実は宗教法人法が保障する信教の自由・政教分離の原則を侵害する由々しき問題であり、且つ民主化の流れが世界的な動きとなっている現代において時代に逆行すると共に、戦後の我が国の宗教行政について根本的転換をもたらすやも知れない、重大な時代錯誤的過ちを犯していると言わざるを得ないのである。

## 3 私たちの要望

1951年4月に制定された宗教法人法は、第二次世界大戦後の日本国の新しい夜明けを期して、国民の平和と幸せを願う先人たちが願いの末に獲得した叡智の結晶として制定されたものであり、そこには基本的人権の上に立つ「信教の自由」「政教分離の原則」の保障がうたわれている。これは、過去の宗教団体法の下では、宗教団体が所轄庁の保護と監督のもとにおかれたために、信教の自由が著しく侵害されたという事実の反省に立って制定されたものであり、それまで軍国・封建主義国家であった日本が、新しく平和・民主主義国家として歩み出したことの証しであるとも言えよう。

然るに、民主憲法のもとに制定され、人権・信教の自由を保障する宗教法人法を戦後50年の節目とも言うべき時期に改悪し、旧憲法時代に逆行するかのような動きは、戦後これまで培われてきた民主主義国家としての日本の名を辱めるのみならず、国民の平和と幸せを願っていた先人たちの闘いを無駄にするものと言わざるを得ない。

上述のとおり、多くの問題点・矛盾点を抱えたまま、多くの識者らからの批判・反対を浴びながら、憲法に触れる法改正が成され、しかも何等の実効性・正当性を持たない改定法は、信教の自由・政教分離の原則の保障を回復させるために、さらには民主化への世界的な流れへの逆行を止めるためにも、速やかな再改定の実施が賢明であり、ここに改定法の再改定(改定法第25条3～5項の削除)を行う英断を下されることを強く要望する。

[本文の京都教区HP掲載にあたっての注記……文中の添付資料No.1は『中外日報』2009年11月21日一面記事。No.2は『毎日新聞』夕刊2012年1月30日(京都版)一面記事]